

日弁連総第44号  
2008年10月29日

日本司法支援センター  
理事長 寺井 一 弘 殿

日本弁護士連合会  
会長 宮 崎 誠

### 民事法律扶助制度の利用促進について（要望）

当連合会は、貴センターにおいて実施されている民事法律扶助制度について、その利用を促進する観点から、下記のとおり要望いたします。

#### 記

##### <要望の趣旨>

- 1 民事法律扶助制度における法律相談援助及び代理援助について、労働審判制度をはじめとした制度全体の援助件数の増加に向けて、地方事務所ごとの援助件数枠の増枠とその柔軟な運用並びに利用者及びサービス提供者に対する制度周知などの必要な取組をされたい。
- 2 十分な担い手を確保するために、サービス提供者の労力に見合った適正な着手金及び報酬金が支払われるように、運用面での改善も含めて必要な取組をされたい。とりわけ、「事件の性質上特に処理困難なもの」については、上限まで増額が認められているので、適正な運用を図られたい。
- 3 利用者への償還免除につき、適切かつ柔軟に運用されたい。
- 4 以上の実現に向けて、当連合会との間の協議を継続されたい。

##### <要望の理由>

- 1 民事法律扶助制度は、社会生活におけるセーフティネットの機能を有している。そのため、援助件数の増加は、貴センターが社会に対して果たす役割として、最も期待されていることのひとつである。そこで、援助件数の増加に向けて、地方事務所ごとの援助件数枠の増枠とその柔軟な運用並びに利用者及びサービス提供者に対する制度周知などの必要な取組をされたい。
- 2 制度の利用促進にあたっては、担い手であるサービス提供者を十分に確保することが不可欠であり、そのためには、サービス提供者の労力に見合った適正な着手金及び報酬金が支払われることが必要である。そこで、立替基準に定められた着手金及び報酬金の裁量幅を柔軟に活用するなど、運用面における改善も含めて、適正な着手金及び報酬金が支払われるように、必要な取

組をされたい。とりわけ、「事件の性質上特に処理困難なもの」については、上限まで増額が認められているので、適正な運用を図られたい。

- 3 利用者にとって、着手金及び報酬金等を償還しなければならないということは、制度利用の抑制要因となり得る。そこで、少しでも制度利用の抑制要因を緩和するために、利用者の償還免除につき、適切かつ柔軟に運用されたい。
- 4 以上の実現に向けて、当連合会と貴センターが綿密に連携して取り組むことが重要である。そこで、引き続き、当連合会との間の協議を継続されたい。

以 上